

# 公益社団法人青森県看護協会災害見舞金規程

## 第1条（目 的）

この規程は、会員の災害に際して、見舞金を贈る。

## 第2条（提出書類）

見舞金を受ける場合申請者は、次の書類を支部長を経由し、会長に申請しなければならない。

- ・被害状況調査票（別紙）
- ・消防署・市町村等発行の罹災証明書またはその他これらに準ずる書類

## 第3条（見 舞 金）

主たる居住地において、火災、風水害、震災、その他これに類する災害によって財産に損害を受けた場合、次の区分により贈る。

- |                             |         |
|-----------------------------|---------|
| (1) 全焼または全壊                 | 20,000円 |
| (2) 半焼または半壊                 | 10,000円 |
| (3) 傾斜                      | 10,000円 |
| (4) 床上浸水                    | 10,000円 |
| (5) その他（傾斜、床上浸水と同等と認められる場合） | 10,000円 |

## 第4条

この規程に定めるもののほか、必要な事項については理事会で決定する。

## 第5条

この規程は、理事会の承認により変更することができる。

## 附 則

本規程は昭和53年度通常総会の日から施行

本規程は平成11年7月31日改正、平成11年8月1日より施行する

本規程は平成13年3月17日改正、平成13年6月18日より施行する

## （施行期日）

この規程は、平成23年3月19日から施行する

この規程は、平成23年7月16日から施行し、平成23年3月11日の東日本大震災の被災に対してはさかのぼって適用することとする。